諮問第810号 平成30年12月19日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 会 長 小 橋 昇 様

世田谷区長 保 坂 展 人

平成23年に「公文書等の管理に関する法律」(公文書管理法)が施行され、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、公文書を区民の知的財産として適正に管理していくことが求められました。

世田谷区では、この間も世田谷区文書管理規程に基づき、文書等の保管、保存、廃棄等に関する事務を円滑かつ適正に執り行ってまいりました。その一方で、昨今の公文書管理についての重要性が注目される中で、区民に対し公文書の管理ルールについて透明性を担保し、現在及び将来の区民に対する説明責任を全うしていく必要があります。

このように公文書の管理は情報公開の基盤となるものであり、公文書を適正に管理する ことは、区民との強い信頼関係を築くために重要な役割を果たします。

つきましては、法律の趣旨さらには社会状況の変化も踏まえ、情報公開の推進を通じて 開かれた区政の実現を図る必要があるため、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例 第2条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

## 諮問事項

(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について

(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について

#### 1 公文書管理法の制定

「公文書等の管理に関する法律」(以下「法」という。)が平成21年7月に制定(平成23年4月1日施行)され、第34条において「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と努力義務が定められている。

## 2 他自治体の動向

法の制定後、公文書管理に関する条例を制定している自治体について、世田谷区で把握している数は都道府県が5、政令指定都市が3、市区町村が9の合計17自治体である。(法制定前には2自治体で制定済み。)

都道府県:東京都、鳥取県、島根県、香川県、熊本県

政令指定都市:札幌市、相模原市、大阪市

市区町村:秋田市、埼玉県志木市、神奈川県藤沢市、滋賀県草津市、

広島県安芸高田市、香川県高松市、香川県三豊市、

栃木県高根沢町、長野県小布施町(熊本県宇土市、北海道ニセコ町)

### 3 世田谷区の現状

世田谷区では法制定後も、文書管理規程等に基づき文書管理事務を執り行ってきた。その詳細は別添「文書のライフサイクル」のとおりである。

このたび、新実施計画(後期)における「情報公開の推進」の取組みの一環として、新たな公文書管理ルールを検討し、(仮称)公文書管理条例の制定を進めることとなった。

なお、条例制定は新実施計画(後期)で発表していた当初の時期より前倒しし、 公文書の範囲や保管・保存等の取扱い等の新たな公文書の管理ルールについて優 先的に検討する。歴史的に重要な公文書の管理や公文書館機能についての検討は その次に行う。

#### 4 審議会に意見を聴きたい事項

(仮称)公文書管理条例の制定に向け、公文書管理に関して区民からの関心が 高いとされる以下の点について審議会にご意見をいただきたい。

- ・私的メモと公文書の区別に関する基準
- ・公文書に位置づけされるメールの基準
- ・保存期間の見直し
- ・廃棄の判断。廃棄を判断または審査する第三者機関の必要性。
- ・罰則に対する考え方
- ・その他の論点

5 今後のスケジュール(案)

平成30年(2018年)

12月25日(火)

第5回審議会(諮問)

平成31年(2019年)

6月

第2回審議会(答申)

第4回定例会にて条例案を提出

.\_\_\_\_

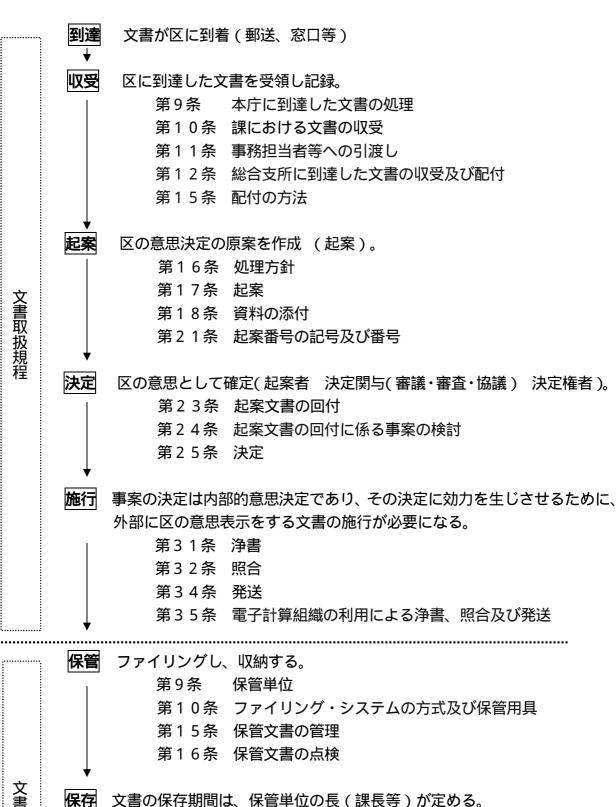
11月平成32年(2020年)

4 🗖

4月

条例施行

# 文書のライフサイクル (世田谷区文書取扱規程及び文書管理規程による)



又書管理規程

第23条 文書等の保存期間の設定

第24条 保存期間の区分

第25条 保存期間の計算

保存期間満了の保存文書等は廃棄。

第28条 保存文書の廃棄の準備

第29条 保存期間の再検討

第30条 廃棄文書の処置等